



号外第56号 令和4年3月31日発行

## 目次

は県例規集登載

### 【企業管理規程】

番号	表題	担当課名
1	徳島県企業局車両管理規程の一部を改正する規程	

### 【病院局管理規程】

番号	表題	担当課名
3	徳島県病院局組織規程の一部を改正する規程	
4	徳島県病院局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程	
5	徳島県病院局車両管理規程の一部を改正する規程	
6	徳島県病院局職員給与規程の一部を改正する規程	
7	徳島県病院局職員服務規程の一部を改正する規程	

### 【病院局訓令】

番号	表題	担当課名
1	徳島県病院局センター設置規程の一部を改正する訓令	

### 【教育委員会規則】

番号	表題	担当課名
1	徳島県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則	

【教育長訓令】

番 号	表	題	担当課名
1	教育長の権限に属する事務の委任に関する 規程及び徳島県教育委員会の事務の決裁及 び専決に関する規程の一部を改正する訓令		

徳島県企業管理規程第一号

徳島県企業局車両管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年三月三十一日

徳島県企業局長 板 東 安 彦

徳島県企業局車両管理規程の一部を改正する規程

第一条 徳島県企業局車両管理規程（昭和四十五年徳島県企業管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

第一六条の見出しを「（安全運転管理者等の任務）」に改め、同条第八号中「勤務状況を」を「勤務状況等を」に、「行なう」を「行う」に改め、同号を同条第十号とし、同条中第七号を第九号とし、第六号の次に次の二号を加える。

七 運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者に対し、酒気帯びの有無について、当該運転者の状態を目視等で確認すること。

八 前号の規定による確認の内容を記録し、及びその記録を一年間保存すること。  
第一六条に次の二項を加える。

2 課長等は、前条第一項の規定による安全運転管理者の選任を要しない場合においては、前項各号に掲げる業務を行うものとする。

3 第一項第七号及び第八号の業務の実施について必要な事項は、局長が別に定める。

決	裁	欄
		安全運転者 又 は 安 全 運 転 者 補 助 者

様式第五号中

を

決	裁	欄
		安全運転者 又 は 安 全 運 転 者 補 助 者

酒気帯び
(運転前)
(運転後)
有 無
有 無

有	無
有	無
有	無
有	無
有	無
有	無
有	無
有	無
有	無
有	無
有	無
有	無

に改め、同様式の注中「その他伝達事項を記入すること。」を「その他伝

達事項を記入すること。また、酒気帯びの有無の確認者にあつては、その確認の方法が対面以外の場合には具体的方法を記入し、アルコール検知器を用いた場合には「検知器」と記入すること。」と改める。

第二条 徳島県企業局車両管理規程の一部を次のように改正する。

第一六条第一項第七号中「目視等で」を「目視等及びアルコール検知器（道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第九条の十第六号に規定するアルコール検知器をいう。以下同じ。）により」に改め、同項第八号中「保存する」を「保存し、並びにアルコール検知器を常時有効に保持する」に改める。

#### 附 則

1 この規程は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、同年十月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の徳島県企業局車両管理規程様式第五号に相当する同条の規定による改正前の徳島県企業局車両管理規程様式第五号による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

徳島県病院局管理規程第三号

徳島県病院局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年三月三十一日

徳島県病院事業管理者 北 畑 洋

徳島県病院局組織規程の一部を改正する規程

徳島県病院局組織規程（平成十七年徳島県病院局管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第八条第三項の表に次のように加える。

緩和ケアセンター長	中央病院	上司の命を受け、緩和ケアセンターに属する業務を総括する。
脳神経センター長	三好病院	上司の命を受け、脳神経センターに属する業務を総括する。

第九条の表中

主査	病院	上司の命を受け、高度の知識又は経験務に従事する。
----	----	--------------------------

を必要とする事

を

主査	病院	上司の命を受け、高度の知識又は経験務に従事する。
専門員	病院	上司の命を受け、相当の専門的とする事務に従事する。

は経験を必要とする事

に改める。

な知識又は経験を必要

別表第二三好病院の項中「形成外科」を「形成外科  
精神科」に改める。

附則

この規程は、令和四年四月一日から施行する。

#### 徳島県病院局管理規程第四号

徳島県病院局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年三月三十一日

徳島県病院事業管理者 北 畑 洋

#### 徳島県病院局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程

徳島県病院局事務の委任及び決裁に関する規程（平成十七年徳島県病院局管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

第十七条の二第一項中「（以下「各局長等」という。）」を削る。

別表第二服務関係事項の項第二号の6中「による」を「により徳島県職員の例による」ととされる「に改め、「、」を削り、同6を同号の7とし、同号の5中「による」を「により徳島県職員の例による」ととされる「に改め、同5を同号の6とし、同号の4中「による」を「により徳島県職員の例による」ととされる「に、「部分休業」を「育児部分休業」に改め、同4を同号の5とし、同号の1から3までを1ずつ繰り下げ、同号に1として次のように加える。

1 第六条第一項本文の規定による所属職員の勤務時間等の指定

別表第二その他事項の項第一号中「にあつては」を「までにあつては」に改める。

別表第五第十六号中「局長」を「病院局長、副局長及び病院局次長（以下「病院局長等」という。）」に改め、同表第十七号の1中「第六条第一項ただし書」を「第六条第一項本文の規定による病院局長等の職の職員の勤務時間等の指定及び同項ただし書」に、「又は」を「並びに」に改め、同号の2中「局長」を「病院局長等」に改め、同号の3中「による所属職員の部分休業」を「により徳島県職員の例による」ととされる病院局長等の職の職員の育児部分休業」に改め、「（局長の職の職員に係るものに限る。）」を削り、同号の4中「による所属職員」を「により徳島県職員の例による」ととされる病院局長等の職の職員」に改め、「（局長の職の職員に係るものに限る。）」を削り、同号の5中「による所属職員」を「により徳島県職員の例による」ととされる病院局長等の職の職員」に改め、「、」及び「（局長の職の職員に係るものに限る。）」を削る。

別表第七第二十二号の6中「による」を「により徳島県職員の例による」ととされる「に改め、「、」を削り、同6を同号の7とし、同号の5中「による」を「により徳島県職員の例による」ととされる「に改め、同5を同号の6とし、同号の4中「による所属職員の部分休業」を「により徳島県職員の例による」ととされる所属職員の育児部分休業」に改め、同4を同号の5とし、同号の1から3までを1ずつ繰り下げ、同号に1として次のように加える。

1 第六条第一項本文の規定による所属職員の勤務時間等の指定

別表第八総務課長の専決事項の項中第十一号を第十二号とし、第八号から第十号までを1号ずつ繰り下げ、同項第七号の3を削り、同号の4中「局長」を「病院局長」に改め、同4を同号の3とし、同号を同項第八号とし、同項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）に関する次のこと

- 1 第二条第一項の規定による育児休業の承認
- 2 第三条第三項において準用する第二条第三項の規定による育児休業の期間の延長の承認
- 3 第五条第二項の規定による育児休業の承認の取消し
- 4 第十条第一項の規定による育児短時間勤務の承認
- 5 第十一条第二項において準用する第十条第三項の規定による育児短時間勤務の期間の延長の承認
- 6 第十二条において準用する第五条第二項の規定による育児短時間勤務の承認の取消し
- 7 第十七条の規定による短時間勤務の指示

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

**徳島県病院局管理規程第五号**

徳島県病院局車両管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年三月三十一日

徳島県病院事業管理者 北 畑 洋

徳島県病院局車両管理規程の一部を改正する規程

**第一条** 徳島県病院局車両管理規程（平成十七年徳島県病院局管理規程第十一号）の一部を次のように改正する。

第十三条の見出しを「（安全運転管理者等の任務）」に改め、同条第八号中「勤務状況を把握し」を「勤務状況等を把握し」に改め、同号を同条第十号とし、同条中第七号を第九号とし、第六号の次に次の二号を加える。

七 運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者に対し、酒気帯びの有無について、当該運転者の状態を目視等で確認すること。

八 前号の規定による確認の内容を記録し、及びその記録を一年間保存すること。  
第十三条に次の二項を加える。

2 課長等は、前条第一項の規定による安全運転管理者の選任を要しない場合においては、前項各号に掲げる業務を行うものとする。

3 第一項第七号及び第八号の業務の実施について必要な事項は、管理者が別に定める。  
第十八条中「又は道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（平成十五年国土交通省令第十八号）附則第二項の規定により同条各号に掲げる者に該当する者とみなされる者」を削り、「二年」の下に「（同令第三十一条の三第一号又は第二号の規定の適用を受けて選任される整備管理者にあつては、五年）」を加える。

第十九条中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 車庫を管理すること。

欄		裁	決
安全運転者 又は 管理者は補助者			

欄		裁	決
安全運転者 又は 管理者は補助者			

様式第三号中

を





徳島県病院局管理規程第六号

徳島県病院局職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年三月三十一日

徳島県病院事業管理者 北 畑 洋

徳島県病院局職員給与規程の一部を改正する規程

徳島県病院局職員給与規程（平成十七年徳島県病院局管理規程第十四号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項第二号中「業務（移送の業務を除く。）に従事した日」を「業務に従事した日」に改める。

第十条第三項第一号中「四千五百円」を「四千五百五十円」に改め、同項第二号中「三千六百円」を「四千百円」に改め、同項第三号中「二千五百五十円」を「二千九百五十円」に改める。

附則第三項中「令和四年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

別表第一イの表中「2 係長の職務」を「<sup>1</sup> 2 係長の職務」に改め、同表ハの表中「<sup>3</sup> 専門員の職務」

薬剤局長又は医療技術局長の職務」を「<sup>1</sup> 1 薬剤局長又は医療技術局長の職務」に改める。  
<sup>2</sup> 院長補佐の職務」

医療局長	三種
薬剤局長	三種
医療技術局長	三種
事務局長	三種
院長補佐	四種
医療局次長	四種
医療局の部長	四種
医療技術局次長	四種
看護局長	四種

別表第三中央病院の項中

医療局長	三種
薬剤局長	三種
医療技術局長	三種
看護局長	三種
事務局次長	三種
院長補佐	四種
医療局次長	四種
医療局の部長	四種

医療技術同次帳

同表三好病院の項中

病院長	一種
事務局長	二種

を

病院長  
事務局長

二種

に改める。

附 則

この規程は、令和四年四月一日から施行する。

徳島県病院局管理規程第七号

徳島県病院局職員服務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年三月三十一日

徳島県病院事業管理者 北 畑 洋

徳島県病院局職員服務規程の一部を改正する規程

徳島県病院局職員服務規程（平成十七年徳島県病院局管理規程第十七号）の一部を次のように改正する。

第七条の見出しを「（出勤の記録等）」に改め、同条第一項中「出勤簿（様式第七号）に押印又は」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「出勤簿及び」を「前項の規定により入力された」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「所属長に出勤簿の提出を求めること及び」を削り、同項を同条第三項とする。

第九条中「別に定める超過勤務（夜勤、休日勤務）命令簿又は総務事務システム」を「当該勤務に係る事項を総務事務システムに入力すること」に改める。

第十九条の見出しを「（育児部分休業）」に改め、同条中「育児短時間勤務等及び育児休業等の承認の請求手続等」を「育児部分休業（管理者が別に定める子の養育のための部分休業をいう。）」に、「総務事務システムを利用できる場合は、部分休業の承認及び取消の請求は」を「当該育児部分休業に係る手続のうち管理者が別に定めるものについては」に改める。

第二十条中「の承認の請求手続等」を「（管理者が別に定める修学のための部分休業をいう。）」に改める。

第二十一条中「の承認の請求手続等」を「（管理者が別に定める高齢の職員に係る部分休業をいう。）」に改める。

第二十一条の二及び第二十一条の三を削る。

様式第七号を次のように改める。

様式第七号

附 則

（施行期日）

1 この規程は、公布の日から施行する。

（徳島県病院局病院事業職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程の一部改正）

2 徳島県病院局病院事業職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程（平成十七年徳島県病院局管理規程第十三号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「あつては」を「あつては」に改め、同項第一号中「かかった」を「かかった」に改め、同条第二項中「あつては」を「あつては」に、「第十四条第三項」を「第十九条第三項」に、「育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業」を「徳島県病院局職員服務規程（平成十七年徳島県病院局管理規程第十七号）第十九条の規定により徳島県職員の例によることとされる育児部分休業」に、「部分休業等」を「育児部分休業等」に改める。

徳島県病院局訓令第1号

徳島県病院局センター設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

徳島県病院事業管理者 北 畑 洋

徳島県病院局センター設置規程の一部を改正する訓令

徳島県病院局組織規程（平成十八年徳島県病院局訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表中央病院の項中「超音波センター」を「超音波センター」に、三好病院の項中「

緩和ケアセンター」

高度先進関節脊椎センター」を「高度先進関節脊椎センター」に改める。

脳神経センター

附 則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

## 徳島県教育委員会規則第一号

徳島県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年三月三十一日

徳島県教育委員会教育長 榎 浩 一

徳島県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

徳島県教育委員会行政組織規則（昭和四十五年徳島県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「グローバル・文化教育課」を削り、「体育学校安全課」を「体育健康安全課」に改める。

第五条の二の表人権教育課の項の前に次のように加える。

学校教育課

学力向上推進室

第五条の二の表体育学校安全課の項中「体育学校安全課」を「体育健康安全課」に改める。

第六条第十六号中「事務局職員、県立学校教職員（教育関係職員）を「事務局の職員、県立学校の職員（教育職員）」に、「その他の」を「及び」に、「その他人事」を「その他人事及び定数」に改め、同条第十七号中「事務局職員、県立学校教職員その他の」を「事務局の職員、県立学校の職員及び」に改め、同条第二十号を削り、同条第二十一号中「教育関係職員」を「教育職員」に改め、同条第二十号とし、同条第二十二号中「事務局職員、県立学校その他の」を「事務局の職員、県立学校の職員及び」に改め、「（教育関係職員を除く。）」を削り、同条第二十一号とし、同条第二十三号を第二十九号とし、第二十四号から第二十七号までを一号ずつ繰り上げ、第二十八号及び第二十九号を削り、第三十号を第二十七号とする。

第六条の二第一号中「教職員」を「事務局の職員、県立学校の職員、県費負担教職員及び教育機関の職員（以下「教職員」という。）」に改め、同条に次の二号を加える。

四 地教法法第二十六条の規定に基づく点検及び評価に関すること。

五 徳島県教育振興計画の推進及び進行管理に関すること。

第六条の三第一号中「その他の」を「及び」に改める。

第七条第一号中「教育関係職員」を「教育職員」に、「その他」を「その他の」に改め、同条第二号中「その他」を「その他の」に改め、同条第四号、第六号及び第七号中「教育関係職員」を「教育職員」に改め、同条第十一号中「事務局職員、県立学校教職員、県費負担教職員、その他の教育機関の職員（以下「教職員」という。）」を「教職員」に改める。

第八条第二号中「事務局職員、県立学校その他の」を「事務局の職員、県立学校の職員及び」に改める。

第九条中第五号及び第六号を削り、第七号を第五号とし、第八号を削り、第九号を第六号とし、第十号を削り、第十一号を第七号とし、第十二号を削り、同条第十三号中「教育関係職員」を「教職員」に改め、同条を同条第八号とし、同条第十四号を第九号とし、第十五号を第十号とし、第十六号を削り、同条に次の八号を加える。

- 十一 外国語教育に関すること。
- 十二 国際理解に関すること。
- 十三 文化教育活動の振興に関すること。
- 十四 文化教育関係団体に関すること。
- 十五 ユネスコに関すること。
- 十六 その他文化教育に関すること。
- 十七 著作権に関すること。
- 十八 徳島県藍青賞規則（平成五年徳島県教育委員会規則第七号）に基づく藍青賞の授与に関すること。

第九条に次の一項を加える。

- 2 学力向上推進室の分掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。
  - 一 教育課程に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。
  - 二 学習指導に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。
  - 三 教科書その他の教材及び教具に関すること。
  - 四 学校図書館その他の教育環境の整備計画指導に関すること。
  - 五 教育研究団体に関すること。
- 第九条の二を削り、第九条の三を第九条の二とする。
- 第十一条の見出し及び同条第一項中「体育学校安全課」を「体育健康安全課」に改め、同項第六号中「安全教育及び健康教育」を「健康教育及び安全教育」に改める。
- 第十二条に次の四号を加える。
  - 九 県立高等学校及び県立中等教育学校の後期課程の授業料及び受講料に関すること。
  - 十 公立高等学校等就学支援金に関すること。
  - 十一 奨学金事業に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。
  - 十二 徳島県奨学基金に関すること。
- 第十五条の二中「総括整理する」の下に「ものとする」を加える。
- 第十六条の表室長の項の次に次のように加える。

学力向上推進室長	課内室	上司の命を受け、課内室の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。
----------	-----	-----------------------------------

第十六条の表学力向上推進幹の項中「学力向上推進幹」を「グローバル・文化創造幹」に、「学力向上」を「外国語教育及び文化教育」に改め、同表防災・健康教育幹の項中「防災・健康教育幹」を「健康・食育推進幹」に、「体育学校安全課」を「体育健康安全課」に改め、「防災教育及び」を削り、「健康教育」の下に「及び食育」を加え、同表競技力向上推進幹の項中「体育学校安全課」を「体育健康安全課」に改め、同表回帰創出・消費者教育担当室長の項中「回帰創出・消費者教育担当室長」を「G I G A・消費者教育担当室長」に改め、「受け」の下に「教育の情報化」を加え、同表統括管理主事の項中「職員（事務職員、技術職員及び技能労務職員を除く。）」を「教育職員」に改め、同表室長補佐の項中「室長を補佐し、又は」を削り、同表管理主事の項中「職員（事務職員、技術職員及び技能労務職員を除く。）」を「教育職員」に改める。

第三十七条の表徳島県教科用図書選定審議会の項中「学校教育課」を「学力向上推進室」に改め、同表徳島県奨学金審査委員会の項を削り、同表徳島県いじめ問題等対策審議会の項中「人権教育課」を「いじめ問題等対策室」に改め、同表徳島県社会教育委員の項の次に次のように加える。

徳島県奨学金審査委員会
-------------

生涯学習課
-------

#### 附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。



# 徳島県教育委員会教育長訓令第一号

庁 中 一 般  
各 教 育 機 関

教育長の権限に属する事務の委任に関する規程及び徳島県教育委員会の事務の決裁及び専決に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

徳島県教育委員会教育長 榎 浩 一

教育長の権限に属する事務の委任に関する規程及び徳島県教育委員会の事務の決裁及び専決に関する規程の一部を改正する訓令

(教育長の権限に属する事務の委任に関する規程の一部改正)

**第一条** 教育長の権限に属する事務の委任に関する規程(昭和四十六年徳島県教育委員会教育長訓令第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の二中「共通」を削り、同表服務関係事項の項第一号イ中「所属職員」の下に「(教育機関の長を含む。ロ、第三号ロ、第四号及び第五号を除き、以下この別表において同じ。)」を加え、同号中ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ 第十六条の規定による所属職員の休暇(結核性疾患による病気休暇を除く。)の承認(教育機関の長が、引き続き七日以上の休暇を受けようとする場合の承認を除く。)

別表第一の二服務関係事項の項第二号を次のように改める。

二 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(昭和四十年徳島県人事委員会規則七十一)第五条の二第二項及び第四項、第五条の三第二項並びに第五条の五第二項及び第四項(これらの規定を同規則第五条の六において準用する場合を含む。)の規定により通知すること。

別表第一の二服務関係事項の項第三号中「に関する」を「(昭和四十二年徳島県教育委員会規則第六号)に関する」に改め、同号イ中「を指定すること。」を「の指定」に改め、同号ロ及びハを次のように改める。

ロ 第八条の規定による所属職員の時間外勤務の命令

ハ 第九条第一項の規定による出張の命令、同条第二項の規定による出張日程の変更の指示及びその事後承認並びに同条第三項の規定による復命の受理及びその省略の承認(所属職員に係るものに限る。)

別表第一の二服務関係事項の項第三号中ニ及びホを削り、同項第六号イ中「(当該機関の長を含む。以下同じ。)」を削る。

別表第二第一号1中「職員」を「所属職員(県立学校の長を含む。以下この別表において同じ。)」に改め、同号1を同号イとし、同号中2をロとし、3をハとし、4をニとし、同表第二号イ中「(当該機関の長を含む。以下同じ。)」を削る。

(徳島県教育委員会の事務の決裁及び専決に関する規程の一部改正)

**第二条** 徳島県教育委員会の事務の決裁及び専決に関する規程(昭和四十六年徳島県教育委員会教育長訓令第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「及び」を「又は」に、「者がその」を「者の」に、「最終的」を「最終的」に改め、同条中第十号を第十二号とし、第六号から第九号までを二号ずつ繰

り下げ、同条第五号の次に次の二号を加える。

六 学校運営協議会 組織規則第四条第三号に規定するものをいう。

七 附属機関 組織規則第四条第四号に規定するものをいう。

別表第一の表第一項第五号中「第十一号及び第十二号」を「第十六号及び第十七号」に改め、同項第十号中「（服務規則第十四条第二項又は第十五条第二項の規定により教育政策課長の同意を要する期間に係る承認にあつては、当該同意を受けたものに限る。）」を削り、同項中第二十五号を第二十八号とし、第十三号から第二十四号までを三号ずつ繰り下げ、同項第十二号中「による」を「により」に、「の指定」を「を指定すること。」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第十一号の次に次の三号を加える。

12 規則第五条の二第二項及び第四項、第五条の三第二項並びに第五条の五第二項及び第四項（これらの規定を規則第五条の六において準用する場合を含む。次号において同じ。）の規定により通知すること（副教育長等に係るものに限る。）	教育長
--	-----

13 規則第五条の二第二項及び第四項、第五条の三第二項並びに第五条の五第二項及び第四項の規定により通知すること（所属職員に係るものに限る。）	課長
--	----

14 服務規則第五条第一項本文の規定により副教育長等の勤務時間等を指定すること。	教育長
--	-----

別表第一の表第七項中「その他の事務」の下に「に関すること。」を加え、同項第六号中「第三百三十四条第三項」を「同法第三百三十四条第二項」に改める。

別表第二教育政策課の表第五項第一号中「臨時職員」を「臨時的任用職員」に改め、同項第三号中「組織規則第四条第三号に規定する」を削る。

別表第二コンプライアンス推進室の表第一項中「教職員」を「職員」に改める。

別表第二教職員課の表第一項第一号中「教職員」を「職員」に、「臨時的任用職員」に改め、同項第三号中「組織規則第四条第三号に規定する」を削り、同表第二項第一号中「教職員」を「職員」に改め、同表第七項中「教職員」を「職員」に、「教育関係職員」を「職員」に改める。

別表第二福利厚生課の表第一項中「教職員」を「職員」に改める。

別表第二学校教育課の表第一項第一号中「法第四条（）」の下に「法」を加え、同項第二号中「許可」を「認可」に改め、同表中第二項及び第三項を削り、第四項を第二項とし、第五項を削り、第六項を第三項とし、第七項を削り、同表第八項中「教育関係職員」を「職員」に改め、同項を同表第四項とし、同表第九項中「は除く」を「を除く」に改め、同項を同表第五項とし、同項の次に次の四項を加える。

六 国際理解に関すること。

1 国際理解に関する指導、助言等を行うこと。	課長
------------------------	----

七 文化教育活動の振興に関すること。

1 文化教育活動に関する団体の育成指導を行うこと。	課長
---------------------------	----

八 ユネスコに関すること。

1 ユネスコに関する指導、助言等を行うこと。	課長
------------------------	----

九 著作権に関すること。

1 著作権に関する理解と認識の普及を図ること。

課長

別表第二学校教育課の表第十項第三号中「第十五条第二項」を「第十五条第二項第一号又は第二号」に改める。

別表第二グローバル・文化教育課の表を削る。

別表第二特別支援教育課の表第八項中「教育関係職員」を「職員」に改める。

別表第二体育学校安全課の表中「体育学校安全課」を「体育健康安全課」に改め、同表第四項中「は除く。」を「を除く。」に改める。

別表第二生涯学習課の表に次のように加える。

七 高等学校等就学支援金に関すること。

この項において、「法」とは高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）をいう。

1 法第四条の規定により就学支援金の支給を受ける資格を有することについての認定を行うこと。

課長

2 法第六条第一項の規定により受給権者に対し、就学支援金を支給すること。

課長

3 法第八条第一項の規定により就学支援金の支給を停止すること。

課長

4 法第九条の規定により就学支援金の支払を一時差し止めること。

課長

5 法第十一条第一項の規定により就学支援金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収すること。

課長

八 奨学金事業に関すること。

1 各種奨学生の候補者を決定すること。

課長

別表第三中「第十二号、第十三号、第十四号の口、第十六号、第十八号、第二十号、第二十二号及び第二十四号」を「第十三号、第十五号から第十七号まで、第十八号口及び第二十号」に改める。

別表第四中「課内室の」を「課内室における」に改める。

別表第四いじめ問題等対策室の表の前に次の表を加える。

学力向上推進室

事項名

決裁権者等

一 教育課程に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）

この項において「規則」とは、徳島県立学校規則をいう。

1 規則第九条第六項の規定により校長から提出された教育指導計画を受理すること。

室長

二 学習指導に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）



<p>の教科書の需要数を文部科学大臣に報告すること。</p> <p>13 措置法施行規則第八条第一項の規定により発行者から提出された教科書の見本を受理し、及び同規則第九条第一項の規定によりこれを保存すること。</p>	室長
<p>14 措置法施行規則第十三条の規定により地教委等から提出された教科書需要票を受理すること。</p>	室長
<p>15 措置法施行規則第十四条の規定により教科書需要集計一覧表を作成し、これを文部科学大臣に提出すること。</p>	室長
<p>16 規則第十四条の規定により校長から提出された他の教科用図書の使用の届出を受理すること。</p>	室長
<p>17 規則第十五条の規定により校長から提出された副読本等の使用の届出を受理すること。</p>	室長
<p>四 学校図書館その他の教育環境の整備計画指導に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。</p>	
<p>1 学校図書館その他の教育環境の整備計画等について指導すること。</p>	室長

附 則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。